

西宮市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(西宮市教育委員会公告式規則の一部改正)

第 1 条 西宮市教育委員会公告式規則（昭和 28 年西宮市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公布」を「公告」に改める。

(西宮市教育委員会聴聞手続に関する規則の一部改正)

第 2 条 西宮市教育委員会聴聞手續に関する規則（平成 6 年西宮市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則中「、行政手続条例（平成 7 年兵庫県条例第 22 号。）第 3 章第 2 節」を削る。

(西宮市教育委員会個人番号を利用する事務等に関する規則の一部改正)

第 3 条 西宮市教育委員会個人番号を利用する事務等に関する規則（平成 27 年西宮市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条表中「10 の項」を「11 の項」に改め、「9 の項」を「10 の項」に改める。

(西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部改正)

第 4 条 西宮市学校施設の目的外使用に関する規則（平成 4 年西宮市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第1号及び第2号」を削る。

(西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則の一部改正)

第5条 西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則（昭和63年

西宮市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「設備をする」を「設備を使用する」に改め、同条第3項  
中「設備をさせ」を「設備を使用させ」に改める。

第10条中「条例」を「西宮市学校施設使用料条例（昭和50年西宮市條  
例第44号。以下「条例」という。）」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

#### ○提案理由

条文を規定した趣旨や法制執務のルールに則った適切な表現に改める  
ため。

西宮市教育委員会公告式規則（第13編第1章 総務）

改 正 案	現 行
<p>第1条 西宮市教育委員会規則（以下規則という）、告示及びその他の規程で公表を要するものの<u>公告</u>については、この規則の定めるところによる。</p> <p>（略）</p>	<p>第1条 西宮市教育委員会規則（以下規則という）、告示及びその他の規程で公表を要するものの<u>公布</u>については、この規則の定めるところによる。</p> <p>（略）</p>

西宮市教育委員会聴聞手続に関する規則（第13編第1章 総務）

改 正 案	現 行
<p>西宮市教育委員会が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節又は西宮市行政手続条例（平成9年西宮市条例第13号。）第3章第2節の規定により行う聴聞の手続に関しては、西宮市聴聞手続に関する規則（平成6年西宮市規則第15号。）の例による。</p>	<p>西宮市教育委員会が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節、行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号。）第3章第2節又は西宮市行政手続条例（平成9年西宮市条例第13号。）第3章第2節の規定により行う聴聞の手続に関しては、西宮市聴聞手続に関する規則（平成6年西宮市規則第15号。）の例による。</p>

西宮市教育委員会個人番号を利用する事務等に関する規則（第13編第1章 総務）

改 正 案	現 行
(条例別表第1に規定する事務) 第1条 西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例（平成27年西宮市条例第12号。以下「条例」という。）別表第1に規定する教育委員会規則で定める事務は、次の表の左欄に掲げる条例別表第1執行機関の欄に掲げる項の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に掲げる事務とする。	(条例別表第1に規定する事務) 第1条 西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例（平成27年西宮市条例第12号。以下「条例」という。）別表第1に規定する教育委員会規則で定める事務は、次の表の左欄に掲げる条例別表第1執行機関の欄に掲げる項の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に掲げる事務とする。
10の項 西宮市就学奨励金規則（平成20年西宮市教育委員会規則第10号）第4条に規定する就学奨励金に係る受給資格等の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務	9の項 西宮市就学奨励金規則（平成20年西宮市教育委員会規則第10号）第4条に規定する就学奨励金に係る受給資格等の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
11の項 西宮市教育奨学金条例（平成20年西宮市条例第28号）第5条に規定する奨学金の給付に係る受給資格等の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務	10の項 西宮市教育奨学金条例（平成20年西宮市条例第28号）第5条に規定する奨学金の給付に係る受給資格等の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務
(略)	(略)

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則（第1.3編第1章 施設）

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(使用許可の取り消し)	(使用許可の取り消し)
第9条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は中止させ、学校から退出させることができる。	第9条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は中止させ、学校から退出させることができる。
(1) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。 (2) 使用者が、法令、この規則又は使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用者が、委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。 (4) 委員会又は当該学校において緊急に施設を使用する必要が生じたとき。 (5) 委員会において特に必要があると認めるとき。	(1) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。 (2) 使用者が、法令、この規則又は使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用者が、委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。 (4) 委員会又は当該学校において緊急に施設を使用する必要が生じたとき。 (5) 委員会において特に必要があると認めるとき。
(原状回復義務)	(原状回復義務)
第10条 使用者は、使用を終わったとき（前条の規定により、学校から退出したときを含む。）は、施設、設備及び備品を使用前の原状に回復しなければならない。 2 使用者は、施設、設備及び備品を損傷したときは、これを原状に回復し、又は賠償しなければならない。	第10条 使用者は、使用を終わったとき（前条第1号及び第2号の規定により、学校から退出したときを含む。）は、施設、設備及び備品を使用前の原状に回復しなければならない。 2 使用者は、施設、設備及び備品を損傷したときは、これを原状に回復し、又は賠償しなければならない。
(略)	(略)

西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則（第13編第1章 施設）

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(特別の設備の許可等)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ許可を受けて特別の設備を使用することができる。</p> <p>2 使用者が、前項の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 委員会は、ホール等の管理上必要があるときは、使用者に対して特別の設備を使用させ、または設備の変更を命ずることができる。</p> <p>4 前2項の許可等は、使用許可書にその旨を表示して行う。</p> <p>(使用時間の計算および超過繰上げ)</p> <p>第8条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備および後始末に要する時間を含めたものとする。</p> <p>2 使用者は、許可を受けないで使用時間を超過し、または繰上げて使用することはできない。</p> <p>第9条 削除</p> <p>(付属施設使用料)</p> <p>第10条 西宮市学校施設使用料条例（昭和50年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）別表第2備考第6項に定める付属施設の種類および使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(特別の設備の許可等)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ許可を受けて特別の設備を使用することができる。</p> <p>2 使用者が、前項の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 委員会は、ホール等の管理上必要があるときは、使用者に対して特別の設備を使用させ、または設備の変更を命ずることができる。</p> <p>4 前2項の許可等は、使用許可書にその旨を表示して行う。</p> <p>(使用時間の計算および超過繰上げ)</p> <p>第8条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備および後始末に要する時間を含めたものとする。</p> <p>2 使用者は、許可を受けないで使用時間を超過し、または繰上げて使用することはできない。</p> <p>第9条 削除</p> <p>(付属施設使用料)</p> <p>第10条 条例別表第2備考第6項に定める付属施設の種類および使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>(略)</p>